人事・労務に役立つ情報満載!

ニュースレター by会ちゃん先生



2019

通算113号

発行: **トクナガ社会保険労務士事務所**

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL http://www.tokunaga-sr.com TEL &FAX 06-6850-8110 e-mail bpbzu707@tcct.zag.ne.ip

発行日:2019年1月31日 発行者:特定社会保険労務士 德永金三郎



『助成金紹介コーナー』は今回で一旦終了します。

今回で『助成金紹介コーナー』は干支の数と同じ!?の12回。一年間続きましたので、ネタ切れかは分かりませんが(笑)、一旦終了させていただきます。又再登場するまで御機嫌よう。(次からのネタは次号までに考えます(笑)。)

[注]▼ M山中金属工業㈱総務課 田中美鈴様、I 同 山本五十鈴様、Tトクモト社会保険労務士事務所 徳本銀二先生

耳寄り情報1

『助成金紹介コーナー』⑫締めくくりのお話しです。

- M 「銀ちゃん先生、このシリーズは一体いつまで続くの? もしかして私がおばさんになるまで?」
- ▼ 「いえ。そう言われると言いにくいけど、今回が一旦最終回なのよ。今迄ご協力頂き、ありがとう。」
- M 「えっ。それは無いわ。何の予告も無しに。ようやく調子に乗って来たのに」 T 「ごめんちぁい。」 「ネタ切れかと思われるかも知れないけど。それも半分くらい正解だけど、一通り基本は説明しました。」
- M 「まあ仕方が無いか…。出演料の代わりに、五十鈴ちゃんと一緒に、一杯おごってよ!」 T 「は~い。」

=これからは、その『助成金紹介コーナー』終了の打ち上げ会の様子を紙上中継致します。=

- ▼ 「美鈴ちゃん、五十鈴ちゃん。出演ご協力ありがとう。では生ビールで乾杯!」(ガチャ、ガチャ)
- 「初出演で最初は超緊張したけど、段々馴れて来て、次号での出演が楽しみになって来ていたわ。」
- I 「五十鈴の場合は出演は少なかったけれど、自分の正社員化コース申請のやり方が体感出来たわ。」
- Ⅱ 「そうだよね。 でも会社宛に入金されるので私たちには直接メリットは無いわ。シクシク(涙)。」
- M&I 「そう考えて、三人でもう一度、乾杯!。」(ガチャ、ガチャ)⇒「からおけに行きましょうよ!」
- 「は、はい。仰せの通りに。」⇒銀ちゃん先生を真ん中に三人で腕を組んで夜の町に消えました!?

<mark>事業譲渡と労働契約承継</mark> 南海大阪ゴルフクラブ事件(大阪地裁平 21.1.15 判決)

【事案の概要】

○ 法人格なき社団である X は Y 社にゴルフ事業の全部を事業譲渡した。



その際、Xはその雇用するAらを含む全員を解雇した。Aらは、Y社がXと実質的に一体であったことなどを理由に同解雇が解雇権の濫用で無効であるとして、Y社に対し労働契約上の権利を有する地位の確認等を求めた事案。

【判決の要旨】

- 本件事業譲渡契約の契約書には明確にXとその従業員との雇用関係は承継しない旨明示的に記載されていること、また、同契約の当事者であるXとY社の間でも同契約について、同記載に沿った内容で理解されていることを踏まえると、本件事業譲渡契約においてはその契約書に記載されたとおりXとその従業員との間の雇用関係はその契約対象から除かれていたことが推認される。
- XとY社について、形骸化、濫用のいずれの側面から見ても法的に一体のもの ととらえることはできない。
- Xとその従業員との「雇用関係を承継しない」旨の除外合意部分が組合ないし組合に加入しているAらを嫌悪する不当労働行為意思に基づいて行われたとして無効である旨、その結果、Y社にXとXの従業員との雇用関係が承継される旨の主張については、(略)理由がない。

仮に、Aらの主張に理由があり、本件除外合意部分がAらの主張するとおり無効であるとしても、少なくとも、本件事業譲渡契約中の同合意部分が存在しなくなるだけであって、当然にXとXの従業員との雇用関係がY社に承継される旨擬制されることはない。



金ちゃん先生のコメント

「旨く裁判所に理解されるための下地創りが重要ですね…。」

金ちゃん先生行状記 ~新入従業員 鈴木恭子さんのご紹介~

金ちゃん先生は大の寒がり。ゴルフも2月、3月は休憩です。又外にも出たがりませんのでこのコーナーのの遊びネタは切れました。今月から4人目従業員になった鈴木恭子さんを紹介します。3月までは試用期間、4月から本採用予定。お仕事は社労士のお得意先担当として資料創りを強力にサポート。 皆さんご贔屓にね! Q1. 趣味は何か聞かせてください。

⇒A1. 読書、旅行、友達とのおしゃべりなどです。

Q2. 仕事の抱負を聞かせてください。

⇒A2 事務作業としっかりできるようになり、必要な知識を増やしていきたいと思います。

▶❷◎❷❷ 「労働施策基本方針」を正式決定

2018 (平成 30) 年 12 月 28 日に、「労働施策基本方針」が閣議決定されました(同日から適用)。この基本方針は、「労働施策総合推進法(旧雇用対策法)」に基づいて策定されたもので、今後の労働政策の基本となるものです。働き方改革実行計画に規定されている施策を中心に、労働施策に関する基本的な事項、その他重要事項などが盛り込まれています。そのポイントは、次のとおりです。

・・・・・・・・労働施策基本方針のポイント・・・

【基本方針の内容と目指す社会(厚生労働省資料)】

第1章 労働者が能力を有効 に発揮できるように することの意義	○ 働き方改革の必要性○ 働き方改革推進に向けた基本的な考え方○ 本方針に基づく働き方改革の推進
第2章 労働施策に関する 基本的な事項	1 労働時間の短縮等の労働環境の整備
	2 均衡のとれた待遇の確保、多様な働き方の整備
	3 多様な人材の活躍促進
	4 育児・介護・治療と仕事との両立支援
	5 人的資本の質の向上、職業能力評価の充実
	6 転職・再就職支援、職業紹介等の充実
	7 働き方改革の円滑な実施に向けた連携体制整備
第3章 その他の重要事項	○ 下請取引に関する対策強化
	○ 生産性向上のための支援 ○ 職業意識の啓発・労働関係法令等に関する教育
例)「労働時間の短線等の労働環境の数機」に関する	

誰もが生きがいを 持って、その能力を 有効に発揮すること ができる社会

目指す社会

多様な働き方を可能 とし、自分の未来を 自ら創ることができ る社会

意欲ある人々に多様 なチャンスを生み出 し、企業の生産性・ 収益力の向上が図ら れる社会

働き方改革の効果

- ●労働参加率の向上
- ●イノベーション等を 通じた生産性の向上
- ●企業文化・風土の変革
- ●働く人のモチベーショ ンの向上
- ●賃金の上昇と需要の 拡大
- ●職務の内容や職務に 必要な能力等の明確化、 公正な評価・処遇等

など

例)「労働時間の短縮等の労働環境の整備」に関する

- (1) 長時間労働の是正
- (2) 過労死等の防止
- (3) 中小企業等に対する支援・監督指導
- (4) 業種等の特性に応じた対策等の推進
- (5) 最低賃金・賃金引上げと生産性向上
- (6) 産業医・産業保健機能の強化
- (7) 安全で健康に働ける労働環境の整備
- (8) 職場のハラスメント対策及び多様性を受け入れる環境整備



★ (1)、(5)、(8) など、企業実務に影響を及ぼすような項目が並んでいますね。 厚生労働省では、今後、この基本方針に基づき、目指すべき社会の実現に向けて取り組んでいくとのことです。 具体的に実施されることになった労働施策で、重要なものについては、適時紹介させていただきます。

豆知識情報

企画業務型裁量労働制

|4||事後報告 (法38の4-17、則24の2の5 、則付則66の2)

企画業務型裁量労働制に係る労使委員会の決議の届出をした使用者は、当該決議が行われた日から起算して 6箇月以内に1回、及びその後1年以内ごとに1回(当分の間、6箇月以内ごとに1回)、対象労働者の労働時間の状況、及び対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を行政官庁(所轄労働基準監督署長)に報告しなければなりません。なお、派遣労働者を、企画業務型裁量労働制の対象とすることはできません。

トピックス働き方改革関連法一年次有給休暇の時季指定義務制度の創設①

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、年次有給休暇の時季指定義務制度(労働基準法の改正)を取り上げます。

<年次有給休暇の時季指定義務制度とは>

この制度は、年次有給休暇の取得を促進するために設けられたものです。

この制度により、企業(使用者)は、10 日以上の年次有給休暇が付与される社員(労働者)に対して、年次有給休暇の日数うち年5日については、使用者が時季を指定して、労働者に取得させることが必要となります。

ただし、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については、時季指定の必要はありません。

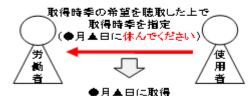
〔改正前〕

労働者が自ら請求をしなければ、 年次有給休暇を取得できない



(改正後)

労働者が請求しない場合でも、年に5日 は年次有給休暇を取得させる必要がある (使用者が労働者の希望を聴き、希望を 踏まえて取得時季を指定)



年次有給休暇を取得しない 労働者がいると・・・

⇒使用者が積極的に取得させないと、罰則が適用される仕組みになりました! (罰則の内容は、30万円以下の罰金)

<時季指定義務制度の注意点>

- ●業種・規模を問わず、すべての企業が対象となります。
- ●10 日以上の年次有給休暇が付与される社員であれば、正規・非正規を問わず対象となります。また、管理監督者も対象となります。
- ●社員が時季指定した場合や計画的付与がなされた場合、あるいはその両方が行われた場合には、それらの日数の合計を年5日から差し引いた日数について、会社に時季指定が義務づけられる。それらの日数の合計が年5日に達したときは、会社は時季指定の義務から解放される。
- ●時季指定しただけでは足りず、実際に対象となる社員が年5日以上の年次有給休暇を取得する必要がある。

★会社によっては、年次有給休暇について、法定の基準日より前に付与したり、基準日を統一したりといった 取り扱いをしていると思いますが、そのような場合の時季指定ルールも規定されています。詳しい内容につい てはお尋ねください。

また、この改正にあわせて、年次有給休暇の管理が厳密に求められることになり、会社は、社員ごとに「年次 有給休暇管理簿」を作成し、3年間保存しなければならないことになりました。次号で取り上げますが、この

お仕事 カレンダー 2月 2/1

● 2018年分贈与税の申告と納付の開始(~3月15日)

2/12

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
 - 主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/28

- 1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付)
- 2018 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2019 年 6 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで
- 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- じん肺健康管理実施状況報告書の提出期限
- 固定資産税(都市計画税)納付(第4期分)

◆あとがき◆ 「冬来たりなば、春遠からじ」という先人のお言葉が有りますね…。今正に厳寒期に差し掛かっていますが、もう少し辛抱すると春ですよね! 「もうすぐ春ですねェ、○△しませんかァ」 ⇒貴方にとって○△は何か、自問自答してみてください。私にとっては、それは秘密です。[読者ガクッ]